



令和7年8月14日

地域保健推進課感染症対策担当
担当：松本、佐々野
内線：4658
電話：095-895-2466（直通）

伝染性紅斑（リンゴ病）の流行警報の発表について

県内の令和7年第32週(8月4日～8月10日)の定点当たり患者報告数(平均患者数)が「2.19」※となり、現在の調査方法になった1999年以来、初めて警報レベルの「2」を超えました。

今後も患者報告数が増加するおそれがありますので、県民のみなさまへの予防策等の広報について、ご協力をお願いします。

伝染性紅斑は、ヒトパルボウイルスB19による感染症で、小児を中心にみられる流行性の発疹性の病気です。両頬がリンゴのように赤くなることから、「リンゴ病」と呼ばれることもあります。

特徴的な発疹が出現した時期には、ほとんど感染力がないため、かぜ症状のある人はこまめな手洗いや、せきやくしゃみをする時には口と鼻をハンカチ等でおおうなどの「咳エチケット」を心がけることが周囲へ感染を広げないために大切です。

※2.19＝全報告数：68(人)／県内小児科定点医療機関数(31医療機関)

症状

- ・10～20日の潜伏期間の後、頬に紅い発疹が現れ、続いて手や足に網目状、レース状、環状などと表現される発疹がみられ、1週間程度で消失します。
- ・発疹が出現する7～10日前に、微熱や風邪のような症状が見られることが多く、この時期がもっとも感染力が強くなります。

治療・予防法

- ・伝染性紅斑に特效薬はありませんので、症状に応じた治療となります。
- ・患者の咳やくしゃみなどのしぶきに触れることによる飛沫感染や接触感染により広がる感染症なので、一般的な予防対策（手洗い・うがい・咳エチケット）を心がけることが大切です。
- ・これまで伝染性紅斑に感染したことがない女性が妊娠中に感染した場合、稀に胎児異常や流産のリスクとなる可能性があります。妊婦の方は、風邪症状を呈している人との接触を避けるよう注意してください。

【国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所が定める伝染性紅斑の流行レベル基準値】

【警報レベル：定点値「2」を上回った時】

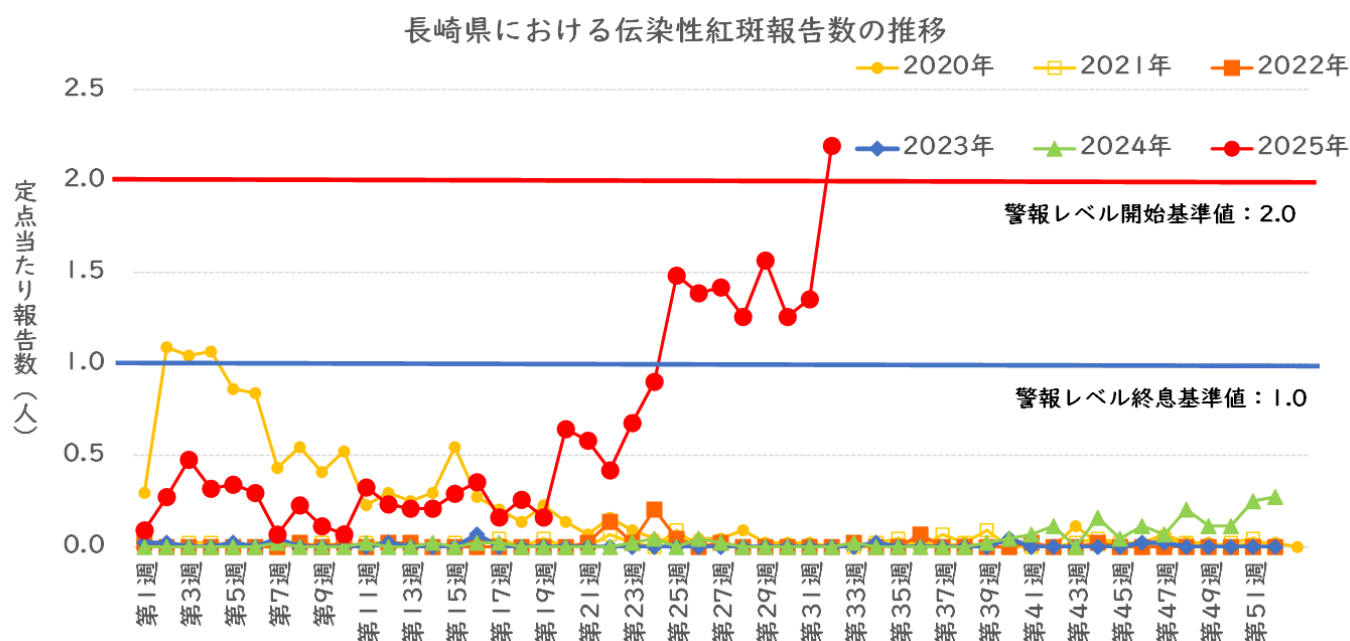
- 小児科定点医療機関当たりの1週間の報告数が「2」以上の場合、大きな流行が発生、または継続しつつあることが疑われることを表します。なお、警報は1週間の報告数が「1」となるまで継続し、「1」を下回った時点で自動的に解除されます。

【過去5週の伝染性紅斑患者報告数(保健所管内別)】

2025年	長崎県										
		長崎市	佐世保市	西彼	県央	県南	県北	五島	上五島	壱岐	対馬
第32週	2.19	3.67	1.25	2.33	4.60	3.33	-	-	-	0.50	-
第31週	1.35	1.83	3.25	1.00	2.00	1.33	-	-	-	0.50	-
第30週	1.26	3.17	1.00	1.00	2.40	-	0.50	-	-	-	-
第29週	1.57	2.00	4.67	2.00	2.00	-	-	-	-	2.50	-
第28週	1.26	3.33	0.75	1.00	2.40	-	-	-	-	0.50	-

※表内数値は、定点当たりの患者報告数（人）です。

【過去5年の伝染性紅斑患者報告数の推移】



【参考情報】

- ・伝染性紅斑（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/fifth_disease.html#h2_free7

- ・〈注目すべき感染症〉伝染性紅斑（国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所）

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/jp/attention/2025/26/index.html>

- ・伝染性紅斑啓発ツール（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001488893.pdf>

- ・分かりやすい感染症Q&A「伝染性紅斑（リンゴ病）」（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou16/pdf/01g.pdf>